乗合バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和6年7月)

7月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局累積違反点数
1	北海道中央バス株式会社（法人番号４４３０００１０５０４５１）代表者二階堂恭仁	北海道小樽市色内１丁目８番６号	岩見沢営業所	北海道岩見沢市志文町９６６番地６	R6.07.24	輸送施設の使用停止（６０日車）	旅客自動車運送事業運輸規則第４５条	令和６年５月２３日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。１件の違反が認められた。（１）無車検運行（旅客自動車運送事業運輸規則第４５条）	６	６
	以下余白									